

## 末期がん等患者の早期認定対応について（お知らせ）

山口市介護保険課

末期がん等の方は、心身の急激な状態変化に応じて迅速な介護サービスの提供が必要となる場合があります。山口市では、在宅療養を希望される末期がん等の方で介護サービスの利用について急を要する場合には、平成 23 年度から要介護認定を迅速に行う「早期認定対応」を実施しています。

### 【対 象】

在宅療養を希望される末期がん等患者（新規・区分変更申請）

- （1）退院日が決定している方又は在宅で既に療養中で、介護サービスの利用が必要な場合。
- （2）入院中であるが、環境が整い次第退院し、介護サービスを利用する予定がある場合。

**「がん末期」の診断基準**（厚生労働省：「特定疾病にかかる診断基準」より抜粋）  
悪性新生物であると診断され、かつ、治癒を目的とした治療に反応せず、進行性かつ治癒困難な状態（注）にあるもの。

（注）ここでいう治癒困難な状態とは、概ね余命が6月間程度であると判断される場合を指す。なお、現に抗がん剤等による治療を行われている場合であっても、症状緩和等、直接治癒を目的としていない治療の場合は治癒困難な状態にあるものとする。

### 【早期認定の手続き】

- ① 介護支援専門員またはご家族が要介護認定申請を行います。早期認定対応の申請書の様式がありますので、早期認定が必要な状況を記載してください。
- ② 早急に認定調査を行い（原則4日以内に設定）、主治医意見書が提出されたら、直近の認定審査会で審査を行います。
- ③ 審査会終了後、ご希望に応じて審査結果を申請者へ電話で連絡します。
- ④ 通常通り、結果通知書は郵送します。

## 末期がん等の方への福祉用具貸与について（例外給付）

要支援及び要介護1と判定された方であっても、末期がん等の急速な状態悪化が確実に見込まれる方に対しては「車いす」「特殊寝台」等の福祉用具の貸与が例外的に認められています。

医師の医学的な所見（主治医意見書や医師の診断書または担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断され、市が確認した場合に限り算定可能です。

### 【手続きに必要な書類】

- 福祉用具貸与の理由書（添付書類：必要性を判断したサービス担当者会議等の要点（第4表）及び居宅サービス計画書（第1～3表）または介護予防サービス・支援計画書及び医師の意見（医学的な所見））

※医師の意見（医学的な所見）については、下記の①②③のいずれかを必ず添付してください。

#### ①主治医意見書

末期がんの急速な状態悪化等で心身の状態が急速に悪化し、短期間のうちに日常的に起き上がりや寝返り等が困難になることが確実に見込まれるといった内容の記載があれば確認書類として使用可能。

#### ②主治医診断書

#### ③介護支援専門員が聴取した居宅介護サービス計画に記載する医師の所見

- ・ケアマネジメント連絡票
- ・ケアマネジャー等が利用者の診察などに同行するなどして、利用者の該当する状態像を聞き取る。
  - 医師から聞き取った情報をサービス担当者会議等の要点（第4表）及び居宅サービス計画書（第2表）に必ず記載してください。

※提出時に早急な対応が必要なケースであることを窓口でお伝えください。

問い合わせ先：山口市介護保険課

TEL：083-934-2795

FAX：083-934-2669